

2021年

原発はもういらない! 再生可能エネルギーを!

2.5 (金)



♪首都圏のみなさん、函館市民に代わってぜひ傍聴に来て下さ~い♪

函館市大間原発建設差し止め裁判

第23回口頭弁論

東京地裁103号法廷
(最寄駅:地下鉄霞ヶ関駅A1出口)

2月5日(金) 15:00~

地裁前で14時半までに傍聴整理券の配布が行われます。(新型コロナ禍の関係で、傍聴席の数が制限される可能性があります。多数の場合は抽選。)

核分裂の制御が難しいフルMOXはチョー危険!



大間原発裁判報告と講演会

会場:参議院議員会館

日時:2月5日(金) 16:00~

《プログラム》 (16:00~18:00)

- 1.講演 「核燃サイクルはデタラメ、危険かつ平和に反す」
内藤新吾 (「宗教者核燃裁判」原告団 事務局の一人)
- 2.弁護団報告 「大間原発の敷地内にある活断層について」
只野 靖 弁護士
- 3.現地報告



主催:
大間原発反対関東の会 事務局(イロハネット):090-6517-3341(山本)

賛同:
経産省前テントひろば 連絡先:070-6473-1947



※会場は密を避けるため100人とし、また15時から入館できますので、会館内で待機するスタッフから入館証を受け取ってお入り下さい。

大間が建設されたり再処理工場が本稼働したりしたら、 世界は破局を迎える危険性が大だ！ とんでもない暴挙を必ず止めよう！

日本は、再処理をして取り出したプルトニウムを混ぜたMOX燃料を用いて発電することを（プルサーマルという語は和製の造語）、エネルギーのためだとしているが、それは全くのウソ。世界でプルサーマルを行なった国は、エネルギー確保のために行なったのではない。アメリカは、核弾頭を解体したプルトニウムをテロリストに核ジャックされないよう、汚い放射能にまみれさせた混入処置である。フランスやドイツの実施も、高速増殖炉が実現可能だと思って貯め込んでしまったプルトニウムの、やはり在庫処理である。フランスの場合は、エネルギーだけではなく核武装という二つの事情があったとはいえ、やはりダブついたプルトニウムの在庫処理である。そして、原子力先進国であるフランスでさえ、このプルサーマルを終えた使用済みMOX燃料の処分方法を、その強烈な放射能も発熱量も全く手の付けようがないとして、百年はそのまま放置し、未来の政府がそれまでに解決方法を探しておいてほしいと、無責任な選択を『賢人会議』が結論するしかなかったのである。

世界もすでに述べたように、在庫プルトニウムを盗まれないよう中性子を照射して汚れさすだけであり、少しの割合ずつの混入でこわごわと行なつたに過ぎない。MOX燃料は通常のウラン燃料よりも発熱が高く、またプルトニウムスポットと呼ばれるムラがあり、場合によっては燃料棒の破損も生じやすい。そして世界のどこも、日本が掲げているような、3分の1までもMOX燃料を装填する危険な処置は行なつたことがない。ましてや青森県大間に世界で初めて建設予定のフルMOX原子炉など、狂気の沙汰である。そこまでするのは、古いプルトニウムは十数年もすれば核分裂性が落ちていくというあまり知られていない特殊事情もあり、すでに大量のプルトニウムを溜め込んでしまった日本としては、相当なペースでこの古い在庫を処理しながら、新しいプルトニウムを生み続けるしかないという事情もあるからである。プルサーマルはエネルギーのためだと言う日本はウソをついており、本当の理由が他にある。何が何でも原発は止めたくないということ、単純には官産癒着のお金の問題があるが、そこにはプルトニウムを少々は消費しても、ある程度の量は軍事のために確保しておきたいという国の本音が見え隠れする。

（以上、講師2008年の著『危険でも動かす原発』より）



この度、宗教者信仰者たちにより、「宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判」（略称：宗教者核燃裁判）を東京地裁に提訴した（2020年3月9日）。そして先日12月17日に第一回口頭弁論期日が開かれた。この裁判の主な主張は以下の通り。

①原発、原子力法制は主権者の権利を保障する日本国憲法に違反していること。——幸福追求の権利、健康で文化的生活を営む権利、働く権利、職業の自由、居住・移転の自由、教育を受ける権利等憲法上の権利を全て覆す。——憲法によってたつ基盤（国民・国土）を覆し、憲法の存在を危うくする。②プルトニウムを生み出す核燃料サイクルは極めて危険性の高いものであり、技術的に無謀であること、また政策が変われば軍事転用の恐れがあること。③使用済み燃料・放射性廃棄物を後世に残すことは、宗教者、信仰者としての倫理性に極めて反すること。④核燃サイクル事業は原子力発電所などでの労働者の総被ばく量を増やし、非人間的な労働を強い続けること。⑤地震・津波などにより再処理工場が、事故を起こす確率が非常に高いこと。⑥一旦、再処理工場が事故を起こした場合、超大量の放射性物質が放出され、日本だけでなく世界的規模の汚染が広がり、その影響は後世に及ぶこと。⑦再処理施設の耐震基準に設定されている基準地震動が現実にはそぐわず、耐震安全性に重大な欠陥があること。——以上のことからこの事業の廃止を求めるものである。

講師：内藤新吾氏プロフィール

1961年兵庫県生まれ。1991年、日本ルーテル神学校卒業。初任地名古屋の教会にて被ばく労働者との出会い。

2004～2011年、静岡県での牧師時代に「浜岡原発を考える静岡ネットワーク」役員を経験。

2011年～現在は松戸市の日本福音ルーテル稔台教会。日本キリスト教協議会「平和・核問題委員会」長、

「原子力行政を問い直す宗教者の会」事務局の一人。著書に『キリスト者として原発をどう考えるか』（いのちのことは社）、

『原発問題の深層』（かんよう出版）、他。